

名内外ノ専屬人夫ヲ有スルヲ以テ全負一ニセト算セラル

(2) 合同組合側

右乱掘場所ニ於ケル一ヶ有餘ノ乱掘者ハ最近益々表面化シ土木局河川看守人ノ注意ヲ受ケルコト再度ニ止マラス 斯クテハ再許可ニ支障アリトナシ合同組合側ハ極力許可地域内ノ探掘ヲ徳通ニシタルモ乱掘者ハ地歴的聖濟的理由ノ下ニ之ヲ厭ヒ却テ挑戰的態度ニ出テタルヲ以テ之ニ應ジ飽逆抗爭ノ意ヲ固メ四月四日午後一時頃長久保組合長ノ指揮ノ下ニ乱掘地域ニ至リ船ヲ入ルヲ阻止スベリ杭打ヲ行ハムトセシカ所轄水上署ニ説諭ヲ受ケ中止シ四月六日長久保組合長ハ土木局ニ陳情シ合同組合ノ態度ヲ釋明スル所アリ

因ト本紛議ハ過日合同組合ノ院會ニタル六郷町古川ニニ六森田伊助カキ等委員会側ノ砂利ヲ一手ニ買取り居リタル關係上今人ハ聖濟的ニ同委員会ヲ支援スルト共ニ七頭組合ヨリ徐名ニタル五名ノ不干介子ト策動シヨ、アルモトトモ觀ラレ

- 目下合同組合員數ハ
- 羽田町砂利業者組合 二二八名
- 川崎市砂利商組合 四〇名
- 茨口町砂利業者組合 一一名
- 多摩川砂利業者組合 一二〇名

計

三九九名

以上